

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく情報開示等の実施状況について

1 情報公開条例に基づく情報開示の実施状況

令和2年度は、開示請求116件（うち、取下げ2件を含む。）に対し、121件の決定を行いました（1件の開示請求で複数の文書について開示の請求が行われ、それぞれの文書について決定を行った例があるため、開示請求の件数と決定件数は一致しません。）。決定の内訳は、下表のとおり、開示が116件、部分開示が4件、不開示が1件です。

部分開示の決定をした4件の文書に含まれていた主な不開示情報は、個人に関する情報（特定の個人を識別することができる情報又は公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報）です。

1件について不開示と決定した理由は、請求された情報を本市が保有していないためです。

また、開示申出2件に対して、文書の全てを開示しました。

区分	請求 件数	取下げ 件数	実施機関別の 決定件数		決定の内訳		
					開示	部分開示	不開示
開示請求	116	2	市長	83	78	4	1
			議会	4	4	0	0
			教育委員会	33	33	0	0
			選挙管理委員会	1	1	0	0
開示申出	2	0	市長	2	2	0	0
合計	118	2	合計	123	118	4	1

※ 「開示請求」とは延岡市情報公開条例の施行日（平成12年7月1日）以後に、「開示申出」とは同日前に作成又は取得した文書に関する開示の請求をいいます。

2 情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求の件数

審査請求の件数	情報公開・個人情報保護審査会の 処理状況		審査請求に対する処理状況			
	審査中	答申済	却下	棄却	認容	取下げ
0	0	0	0	0	0	0

3 個人情報保護条例に基づく情報開示等の実施状況

令和2年度は、開示請求7件（うち、取下げ1件を含む。）に対し、7件の決定を行いました。決定の内訳は、下表のとおり、開示が2件、部分開示が4件、不開示が1件です。

部分開示の決定をした4件の文書に含まれていた主な不開示情報は、個人に関する情報（特定の個人を識別することができる情報又は公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報）です。

1件について不開示と決定した理由は、請求された情報を本市が保有していないためです。

なお、開示を受けた個人情報に係る訂正請求及び利用停止請求は0件、決定を不服として行われた審査請求も0件でした。

区分	請求 件数	取下げ 件 数	実施機関別の 決定件数		決定の内訳		
					開示	部分開示	不開示
開示請求	7	1	市長	7	2	4	1

4 個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求の件数

審査請求の件数	情報公開・個人情報保護審査会 の処理状況		審査請求に対する処理状況			
	審査中	答申済	却下	棄却	認容	取下げ
0	0	0	0	0	0	0

(問合せ 総務部総務課 電話22-7006)